

「アドプト・ロード・〇〇」協定（案）

富田林市が管理する道路における清掃等（以下「美化活動」という。）について、参加団体（以下「甲」という。）と富田林市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力して、きれいな道路づくりや地域の環境美化の推進に取り組むことを目的とする。

（参加団体名及び参加団体の構成）

第2条 参加団体名及び参加団体の構成は富田林市アドプト・ロード・プログラム実施要領第4条に規定する様式1号のとおりとする。

（実施区間）

第3条 甲が行う美化活動区間は富田林市アドプト・ロード・プログラム実施要領第4条に規定する様式1号のとおりとする。

（美化活動内容）

第4条 甲が行う美化活動は、次のとおりとする。

- （1）道路上の清掃
- （2）植樹帯の清掃
- （3）その他必要な活動

2 甲は、概ね月1回以上の美化活動を行うものとする。

（連絡担当者名簿等）

第5条 甲及び乙は、担当者名を連絡担当者名簿（様式1号）に記載するものとする。

2 前項の連絡担当者に変更が生じた場合は、再度連絡担当者名簿（様式1号）を作成するものとする。

（貸与品等の取扱い）

第6条 乙は、甲に対して清掃道具の貸し出しを行い、甲は清掃道具を適正に使用し、保管するものとする。

（活動中の安全及び配慮）

第7条 甲は、美化活動を行う際に、道路通行の障害にならないよう次の事項に注意するとともに、安全には十分配慮を行うものとする。

- （1）美化活動中の安全対策、事故予防対策等を適切に行うこと。
- （2）作業の安全については、美化活動開始前に参加者全員に徹底すること。
- （3）15歳未満（中学生以下）の者が美化活動を行う場合は、必ず成人の参加

者も美化活動に参加すること。

(4) 美化活動中に生ずる第三者との紛議については、甲において処理すること。

(5) 美化活動中に事故等が発生した場合、速やかに乙に連絡し、事故発生報告書(様式2号)を提出すること。

(6) 甲は、美化活動中の事故等に備えて、乙が契約する損害保険に加入するものとする。

(ごみの処理等の方法)

第8条 甲が行う美化活動により発生したごみの処理は、乙の衛生部局が定める規定によるものとし、処理困難物などについては、乙に連絡し処理等について相談するものとする。

(美化活動報告)

第9条 甲は、美化活動状況を美化活動実績報告書(様式3号)に記載し乙に提出するものとする。

(道路管理上及び法令上の措置)

第10条 乙は、美化活動区間において道路管理上又は法令上その他必要が生じた場合は、適切な処置を行うものとする。

(助言と報告)

第11条 乙は、美化活動に関して、甲に対し必要な助言、勧告ができるものとする。

(協定の解除)

第12条 甲が協定の解除を申し出たとき、甲が協定内容に抵触したとき、又は乙が甲の美化活動が適当でないと判断した時は、認定を取消し、協定を解除する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 ○○○○

代表者 ●●●●

乙 富田林市

代表者 富田林市長 吉 村 善 美